

H20.7.10 分権・行革特別委員会資料
(H20.3.17 行革専門小委員会資料)

公の施設の見直しについて

1. 公の施設とは

住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するため、地方公共団体が設置する施設であって、条例で定めたもの（地方自治法第244条）

具体的には

広く県民が利用する施設：	しまね海洋館 など
相談・研修を主たる機能とする施設：	心と体の相談センター など
教育・人材養成を主たる機能とする施設：	農業大学校、少年自然の家など
試験研究機関の一部を利用する施設：	産業技術センターの依頼試験など
社会基盤としての施設：	道路・河川 など

2. 財政健全化基本方針における取り扱い

社会経済情勢の変化や事務事業の見直しを踏まえ、公共性、広域性、代替性、有用性、緊要性などの観点から、廃止・譲渡を含めた抜本的な見直しをします。

公共性

社会経済情勢の変化に伴い当初の設置目的及び意義が薄れていないか。

広域性

広域的団体としての県が設置する必要があるか。

代替性

- ・民間で同種のサービスが提供されている施設はないか。
- ・民営化できないか。

有用性

利用率が低下するなど、県民にとって有用性が低下していないか。

施設設置の緊要性

厳しい財政状況の中で施設設置の緊要性があるか。

3. 県のこれまでの取り組み

平成17年4月から他県に先駆けて指定管理者制度を一斉導入し、サービスの向上、コスト縮減を図るとともに、施設全般について県立施設としての必要性等を検証し、廃止や民間等への移管を進めてきた。